○航空自衛隊の礼式に関する達

昭和41年3月9日 航空自衛隊達第5号 航空幕僚長 空将 浦 茂

改正 昭和44年7月18日 航空自衝隊達第30号 昭和59年2月17日 航空自衛隊達第6号 昭和45年3月17日 航空自衛隊達第9号 平成元年3月16日 航空自衛隊達第25号 昭和45年6月23日 航空自衛隊達第17号 平成8年7月24日 航空自衝隊達第15号 昭和48年10月16日 航空自衛隊達第26号 平成9年12月1日 航空自衛隊達第27号 昭和49年12月10日 航空自衛隊達第39号 平成18年7月26日 航空自衛隊達第35号 昭和52年4月30日 航空自衛隊達第8号 平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号 昭和53年2月27日 航空自衛隊達第3号 平成21年7月31日 航空自衛隊達第32号 昭和53年3月13日 航空自衛隊達第8号 平成22年1月28日 航空自衛隊達第2号 昭和53年4月5日 航空自衛隊達第10号 平成24年11月14日 航空自衛隊達第57号 昭和56年2月2日 航空自衛隊達第6号 平成27年3月13日 航空自衛隊達第5号 昭和56年2月7日 航空自衛隊達第11号 平成29年6月23日 航空自衛隊達第27号 昭和57年4月30日 航空自衛隊達第15号 令和5年2月21日 航空自衛隊達第3号

自衛隊の礼式に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第14号)第92条第2項の規定に基づき、航空自衛隊の礼式に関する達を次のように定める

航空自衛隊の礼式に関する達(登録外報告)

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 敬礼

第1節 通則(第5条・第5条の2)

第2節 各個の敬礼 (第6条-第11条)

第3節 隊の敬礼 (第12条-第16条)

第4節 警衛隊及び歩哨等の敬礼 (第17条-第19条)

第5節 削除

第3章 儀式

第1節 通則 (第21条-第23条)

第2節 観閲式

第1款 通則 (第24条-第29条)

- 第2款 巡閱 (第30条-第34条)
- 第3款 観閲飛行及び観閲行進(第35条)
- 第3節 航空観閲式 (第35条の2)
- 第4節 表彰式 (第36条-第39条)
- 第5節 祝賀式 (第40条・第41条)
- 第6節 葬送式 (第42条-第54条)
- 第7節 着任式及び離任式 (第55条-第57条)
- 第8節 入隊式及び除隊式(第58条・第59条)
- 第9節 入校式及び卒業式 (第60条・第61条)
- 第4章 栄誉礼(第62条-第72条)
- 第5章 儀じよう(第73条-第78条)
- 第6章 と列(第79条)
- 第7章 雑則 (第80条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、航空自衛隊の礼式の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この達において用いる用語の意義は、自衛隊の礼式に関する訓令(昭和39年 防衛庁訓令第14号。以下「訓令」という。)の定めるところによるほか、次の各号 に定めるところによる。
 - (1) 部隊等 訓令に定める部隊等及び航空幕僚監部をいう。
 - (2) 基地等 基地及び分屯基地をいう。
 - (3) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。
 - (4) 警衛隊長 訓令に定める警衛司令をいう。

(船舶における礼式等)

- 第3条 海上自衛隊の使用する船舶に乗組み又はこれを訪問する場合の船舶における 礼式は、訓令に定めるところによるほか、海上自衛隊の礼式によるものとする。
- 2 陸上自衛隊及び海上自衛隊に勤務し又は訪問する場合における礼式は、当該自衛 隊の礼式に従い又は慣行を尊重して行うものとする。

(自衛官以外の隊員の礼式)

第4条 航空自衛官(以下「自衛官」という。)以外の隊員の礼式は、特に定める場

合のほか、自衛官に準じて行うのを例とする。

第2章 敬礼

第1節 通則

(敬礼の一般要領)

第5条 敬礼を行う者は、受礼者の答礼の終わるのを待つて旧姿勢に復するものとする。

(64式小銃を携行している場合の敬礼の特例)

第5条の2 自衛官は、着帽して64式小銃を携行している場合で敬礼を行うべきときは、空曹(幹部自衛官、准空尉及び警衛隊長の職務をとる空曹を除く。)及び空士が着剣捧げ銃又は捧げ銃の敬礼を行うべき場合を除き、通常、つれ銃の姿勢から挙手の敬礼を行うものとする。

第2節 各個の敬礼

(報告等を行う場合の敬礼)

- 第6条 自衛官は、上級者に対し報告等を行う場合又は上級者から賞詞若しくは賞状 (以下「賞詞等」という。)を授与される場合は、通常、その前後に敬礼を行うも のとする。
- 2 「集合終わり」等の簡単な報告は、敬礼中に行うことができる。
- 3 2人以上同時に報告等をする場合又は賞詞等を授与される場合は、通常、個々に 敬礼を行うことなく、先任者の合図により一斉に敬礼を行うのを例とする。

(敬礼の省略)

- 第7条 自衛官は、受礼者である自衛官が制服を着用していない場合には、敬礼を省略することができる。ただし、公務を執行していることが明らかな場合には、敬礼を行うものとする。
- 2 自衛官は、自衛隊の建物の内部においては、次の各号に掲げる者以外のものに対して敬礼を省略することができる。ただし、訓令第11条第15項、第16項及び第17項に規定する場合においては、敬礼を行うものとする。
- (1) 職務上の指揮監督者である幹部自衛官及び准空尉
- (2) 職務上の指揮監督者である自衛官以外の幹部自衛官に準ずる隊員
- (3) 将及び将補
- (4) 当該自衛官の属する基地の基地司令等
- 3 自衛官は、制服を着用していない場合には、面識のない者に対して敬礼を省略することができる。
- 4 自衛官は、航空機内においては、敬礼を省略することができる。

- 5 自衛官は、食堂又は売店において喫食中敬礼を行うべき者がはいつてきた場合に おいては、敬礼を省略することができる。ただし、話しかけられたときには当該自 衛官のみ姿勢を正すものとする。
- 6 自衛官は、儀じよう服務中の儀じよう隊に対しては敬礼を行わない。 (挙手の敬礼等ができない場合の敬礼)
- 第8条 敬礼を行うべき場合において、両手に物を持つている等のため挙手の敬礼等 ができないときには、10度の敬礼を行う。

(幹部自衛官等が居室にはいつてきた場合の敬礼)

- 第9条 訓令第11条第4項各号に掲げる者又は第7条第2項各号に掲げる者が空曹、空士の平素起居する居室(以下「居室」という。)にはいつてきた場合には、最初に認めた者は「敬礼」と呼び、その他の在室者は起立して敬礼を行うものとする。その居室を去る場合にも同様とする。ただし、一般に就寝を許可されているときは、「敬礼」と呼ぶことなく離床している者だけが個々に敬礼を行う。この場合において直接応答する者を除きその他の者は、敬礼した後着席し又は各自の動作を続けることができる。
- 2 前項以外の幹部自衛官及び准空尉が居室にはいつてきた場合には、これを認めた 者だけが敬礼を行う。

(乗車中における国旗等に対する敬礼)

- 第10条 乗車した自衛官が停車中に国旗等、国歌又は隊員のひつぎに対して敬礼を行う場合には、下車して敬礼を行う。ただし、下車することが適当でない場合は乗車したまま敬礼を行うことができる。
- 2 乗車した自衛官が進行中前項に掲げるものに対して敬礼を行う場合には、通常、 停車して前項に準じて敬礼を行う。

(集団時の敬礼)

第11条 自衛官が集団をなしている場合又は同行している場合で上級者に対し敬礼を 行うべきときは、最初にこれを認めた者が要すれば「敬礼」と呼び敬礼を行う。

第3節 隊の敬礼

(乗車した隊の敬礼)

- 第12条 乗車した隊が停車中に国旗等、国歌又は隊員のひつぎに対して敬礼を行う場合には、下車して敬礼を行う。ただし、下車することが適当でない場合には、乗車した隊員の姿勢を正して指揮者のみの敬礼を行うことができる。
- 2 乗車した隊が停車中に、訓令第33条第1項又は同第34条後段に規定する者に対して敬礼を行う場合には、下車することなく乗車した隊員の姿勢を正したのち指揮者

- のみの敬礼を、その他の敬礼を行うべき者に対しては下車することなく指揮者のみ の敬礼を行う。
- 3 乗車した隊が進行中に国旗等、国歌又は隊員のひつぎに対して敬礼を行う場合には、通常、停車して第1項に準じて敬礼を行い、国旗等、国歌又は隊員のひつぎ以外のものに対して敬礼を行う場合には、指揮者のみの敬礼を行う。

(音楽隊の敬礼)

- 第13条 奏楽中の音楽隊は、観閲行進の場合に限り敬礼を行う。この場合音楽隊長は 挙手の敬礼を、行進指揮者は指揮じようによる敬礼を行うものとする。
- 2 指揮じようによる敬礼は、指揮じようを回転し、右上膊部を水平に保ち、右手首 を左肩前方におき、指揮じようを垂直にかまえ、左手の手のひらで軽く押えて行う。 (訓練演習中等の隊の敬礼)
- 第14条 隊が訓練、演習又は作業等をしている場合には、通常、指揮官又は先任者が 指揮者のみの敬礼を行う。この場合訓令第33条第1項各号に掲げる者に対しては、 その状況を報告するのを例とする。

(臨時に上級者の指揮下にはいる場合等の隊の敬礼)

第15条 隊が、教育、訓練、作業等のため、臨時に他の上級者の指揮下にはいる場合若しくは離れる場合又は教育、講話を受ける場合には、当該上級者又は教官若しくは講演者に対して隊列又は隊員の姿勢を正して指揮者のみの敬礼を行う。

(隊の敬礼の省略)

第16条 第7条の規定は、同条第2項第1号及び第2号の規定を除き隊の敬礼の省略 について準用する。

第4節 警衛隊及び歩哨等の敬礼

(警衛隊及び歩哨等の敬礼の省略)

- 第17条 警衛隊は、やむを得ない場合には、訓令第36条第3項の規定によるらっぱの 吹奏を省略することができる。
- 2 基地司令等は、基地等及び警衛隊の状況により訓令第36条第2項第8号に掲げる 者等に対しては、警衛隊が警衛所の前に整列して行う敬礼を省略させ、警衛隊長の みの敬礼を行わせることができる。
- 3 第16条の規定は、警衛隊及び歩哨等の敬礼の省略について準用する。 (高官等に対する敬礼)
- 第18条 警衛隊は、都道府県知事その他航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)が指示する高官等が部隊等を公式に訪問した場合又は視察する場合には、警衛所の前に整列して警衛隊長のみの敬礼を行うものとする。

(警衛交代時における敬礼)

第19条 警衛の交代時における敬礼の要領は、基地司令等が定める。

第5節 削除

第20条 削除

第3章 儀式

第1節 通則

(儀式の執行)

第21条 儀式は、執行者が行うものとし、執行者は、当該儀式の執行に関し、参列部 隊を指揮するものとする。

(儀式執行の命令)

- 第22条 執行者は、儀式の執行に先立ち、次の各号のうち必要な事項を定め命令する ものとする。
 - (1) 執行の日時
 - (2) 執行の場所(以下「式場」という。)
 - (3) 観閲官及び栄誉礼受礼者に関すること。
 - (4) 参列部隊(飛行部隊を含む。次号も同じ。)等及び指揮官
 - (5) 参列部隊等の編成、装備、隊形、服装等
 - (6) 飛行部隊の行動
 - (7) 式次第
 - (8) 儀じよう隊
 - (9) 式場管理に関すること。
 - (10) 列席者及び参観者に関すること。
 - (11) 危害予防その他必要な事項
- 第23条 削除

第2節 観閲式

第1款 通則

(観閲官)

- 第24条 観閲官は、通常、観閲部隊(観閲式の参列部隊をいう。以下同じ。)の敬礼 又は栄誉礼を受け、観閲部隊を巡閲する。
- 2 訓令第58条第1号から第3号までの場合においては視察を行う者が観閲官となり、 また、第5号及び第6号の場合においては特に定める場合を除き通常、執行者が観 閲官となる。
- 3 執行者が観閲官とならない場合において自ら観閲部隊を指揮しないときには、特

に定める場合を除き、通常、観閲官に陪席し、同行する。

(観閲部隊指揮官)

第25条 観閲式の執行者は、自ら観閲部隊を指揮しない場合においては別に観閲部隊 指揮官を命ずるものとする。

(観閲部隊の編成)

- 第26条 観閲部隊の編成は、通常、地上部隊と空中部隊に区分し、固有の編成による ものとする。ただし、必要に応じ臨時に部隊を編成することができる。
- 2 地上部隊及び空中部隊の編成は、執行者が定める。地上部隊の編成にあたり、音楽隊のない場合には、通常らっぱ手を集めらっぱ隊を編成する。
- 3 地上部隊は、通常徒手とする。

(整列隊形及び指揮官の位置)

- 第27条 式場における観閲部隊の整列隊形及び各級指揮官の位置は、式場の広狭、地 形等を考慮して執行者が定める。
- 2 音楽隊又はらっぱ隊(以下「音楽隊等」という。)は、最右翼に位置する。 (観閲位置)
- 第28条 観閲官の観閲位置は、観閲部隊の中央前方とする。
- 2 観閲官とならない執行者、観閲官より上級の者及び執行者が指定した者は、観閲 官の側方に位置する。
- 3 前各項に掲げる者並びに列席者及び参観者の位置は、執行者が定める。 (式次第)
- 第29条 観閲式は、観閲部隊の整列後、通常、次の式次第により行う。
 - (1) 観閲官臨場
 - (2) 観閲官に対する敬礼又は栄誉礼
 - (3) 巡閲
 - (4) 観閲飛行又は観閲行進
 - (5) 観閲官に対する敬礼又は栄誉礼
 - (6) 観閲官退場
- 2 訓示等を行う場合には、巡閲の後(観閲飛行を行う場合にはその後)に行うのを 例とする。
- 3 観閲飛行又は観閲行進は、幕僚長又は執行者が特に示す場合にのみ行う。 第2款 巡閲

(巡閲の要領)

第30条 観閲官に対する敬礼又は栄誉礼が終わつた後観閲官は、観閲部隊指揮官の誘

導により、観閲部隊の最右翼から部隊の前方(要すれば背後)を巡閲して、定位置 に復するものとする。

- 2 巡閲の経路は、通常、観閲部隊指揮官の指揮を受ける直近下位の部隊指揮官の列の前方6歩のところとする。
- 3 巡閲は、徒歩又は乗車により行う。

(随行)

第31条 第28条第2項に掲げる者は、適宜の隊形をもつて、観閲官に随行又は同行するものとする。

(誘導の要領)

第32条 観閲部隊指揮官は、通常観閲官の右側にあつて観閲官を誘導し、観閲部隊の 最左翼(部隊の背後を巡閲する場合は最右翼)に至つて、定位置に復するものとす る。

(敬礼)

第33条 各部隊(音楽隊等を除く。)は、観閲官が部隊の右約6歩に近づいたとき、 頭右の敬礼を行い目迎目送し、観閲官が部隊の左約6歩に離れたとき旧に復するも のとする。

(奏楽)

- 第34条 音楽隊等は、観閲官が部隊を巡閲中「巡閲の譜」を奏する。
- 2 奏楽の楽譜は、音楽隊長の定めるところによる。

第3款 観閲飛行及び観閲行進

(観閲飛行及び観閲行進の実施要領)

第35条 観閲飛行の実施要領は、当該飛行部隊等の長が、また、観閲行進の実施要領は、執行者が定める。

第3節 航空観閲式

(航空観閲式の実施要領)

第35条の2 航空観閲式の実施要領は、航空幕僚長が特に定めるもののほか、儀式の執行者が定める。

第4節 表彰式

(表彰式の実施)

- 第36条 表彰式を行うにあたつては、執行者はなるべく関係部隊等を参列させるものとする。
- 2 第3級以上の賞詞等の授与にあたつては、観閲式を行うことができる。 (観閲式を行う場合)

- 第37条 観閲式を行う場合の表彰式は、通常、次の各号に掲げる方法により行う。
 - (1) 巡閲の終わつた後、表彰される者(部隊等が表彰される場合はその長)は、賞 詞等を授与する者の前方約6歩に整列(位置)する。
 - (2) 賞詞等を授与する者は、これを朗読して授与する。
 - (3) 観閲飛行又は観閲行進を行う場合には、賞詞等を授与された者は観閲官の左側又は示された所に整列(位置)する。その他の場合には、旧位置に戻る。

(観閲式を行わない場合)

- 第38条 観閲式を行わない場合の表彰式は、参列部隊の整列後、前条に準じて行う。 (単独で実施する場合)
- 第39条 関係部隊等を参列させることなく表彰式を行う場合には、第37条第1号及び 第2号に準じて行う。

第5節 祝賀式

(祝賀式を行う場合)

- 第40条 祝賀式は、通常、国民の祝日、自衛隊記念日、基地等又は部隊等の創立記念 日等において、次の各号に掲げる場合に行う。
 - (1) 当該部隊等の長又は基地司令等が必要と認める場合
 - (2) 上級部隊等の長が命じた場合
 - (3) 幕僚長が命じた場合

(祝賀式の実施要領)

- 第41条 祝賀式は、参列部隊等の整列後、通常、次の式次第により行う。
 - (1) 執行者臨場
 - (2) 執行者に対する敬礼又は栄誉礼
 - (3) 執行者の祝賀の辞
 - (4) 祝賀飛行
 - (5) 執行者に対する敬礼又は栄誉礼
 - (6) 執行者退場

第6節 葬送式

(葬送式の上申)

第42条 部隊等の長は、死亡者について訓令第66条第2号の規定による葬送式を行う ことが適当と判断する場合には、速やかに幕僚長(総務課長気付)に上申するもの とする。

(葬送式の執行者)

第43条 葬送式の執行者は、通常、別紙第1の右欄に掲げる者が死亡した場合におい

て、それぞれ当該左欄に掲げる部隊等の長とする。

- 2 前項の部隊等の長は、隊員が入校(教育入隊を含む。以下同じ。)、臨時勤務中 において死亡したときは、葬送式の執行を入校先、臨時勤務先等の部隊等の長に依 頼することができる。
- 3 第1項の部隊等の長は、遠隔地に独立して所在する部隊等に勤務する者が死亡したとき等やむを得ない事情により第1項の規定により難い場合には、葬送式の執行を指揮系統による下級の部隊等の長に命ずることができる。
- 4 部隊等の長は、死亡者が特に功績顕著等で指揮系統による上級の部隊等の長が葬送式の執行者となることを適当と判断する場合には、当該上級部隊等の長に上申するものとする。

(葬送式の場所)

- 第44条 葬送式の場所は、通常、死亡者の所属する部隊等が所在する基地等内とする。 (葬送式の取りやめ)
- 第45条 葬送式の執行者は、遺族が特に葬送式の執行を辞退した場合には、葬送式を 行わないことができる。
- 2 前項の規定により葬送式を行わない場合には、自宅等において行う葬儀に執行者 となるべき者又はその代理者が参列するのを例とする。

(経費)

- 第46条 葬送式を執行する場合の経費の基準は、別に定める。
- 2 前条第2項の規定により葬儀に参列する場合には、前項を準用することができる。 (会葬等)
- 第47条 指揮系統による上級の部隊等の長及び関係の基地司令等は、葬送式にあたり 会葬するか若しくは代理者を会葬させ又は弔電等を送るものとする。
- 2 第1項以外の部隊等の長で死亡者と関係のある者は、葬送式にあたり適宜弔電等 を送ることができる。
- 3 幕僚長の行う会葬等の基準は、別に定める。

(葬送式の実施事項)

- 第48条 葬送式においては、通常、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 葬送
 - (2) 半旗の礼
 - (3) 儀じよう及び弔銃のせい射
 - (4) ひつぎ警衛
 - (5) 奏楽

(葬送)

第49条 葬送は、原則として非宗教的形式により行うものとする。

第50条 削除

(弔銃)

- 第51条 弔銃のせい射回数は、別紙第3のとおりとする。
- 2 弔銃のせい射は、儀じよう隊が行う。

(ひつぎ警衛)

第52条 ひつぎ警衛は、ひつぎを警護するため必要とする期間、通常、2名をひつぎ の両側方に位置させて行う。

(奏楽)

第53条 音楽隊は、通常、「慰霊の曲」及び「慰霊(慰安する)」を奏する。

(報告及び通知)

- 第54条 部隊等の長は、次の各号に掲げる場合には、その日時場所等所要の事項を速 やかに指揮系統による上級部隊等の長及び幕僚長(総務課長気付)に報告するもの とする。(登録外報告)
 - (1) 葬送式を行う場合
 - (2) 第45条第2項により参列する場合
- 2 前項各号の場合、部隊等の長は、必要に応じ関係部隊等の長、遺骨の帰郷先の最 寄りの基地司令等又は地方協力本部長に通知するものとする。

第7節 着任式及び離任式

(着任式及び離任式の参列部隊等)

第55条 着任式及び離任式の参列部隊等は、着任又は離任する部隊等の長の隷下又は 管理下の部隊等とする。ただし、同一基地等に所在しない隷下又は管理下の部隊等 については、この限りでない。

(着任式及び離任式の実施要領)

- 第56条 着任式及び離任式は、通常、次の式次第により行う。
 - (1) 着任又は離任する部隊等の長に対する敬礼又は栄誉礼
 - (2) 要すれば巡閲
 - (3) 訓示又は着任の辞若しくは離任の辞
 - (4) 着任又は離任する部隊等の長に対する敬礼又は栄誉礼

(基地司令等の着任式及び離任式)

第57条 基地司令等が着任又は離任する場合には、訓令第68条、第69条及び前2条の規定に準じて離着任式を行うことができる。

第8節 入隊式及び除隊式

(入隊式の式次第)

第58条 入隊式は、通常、次の式次第により行う。

- (1) 執行者に対する敬礼又は栄誉礼
- (2) 国歌せい唱
- (3) 任命
- (4) 新入隊員代表者(以下本条中「代表者」という。)の申告
- (5) 宣誓(代表者の宣誓書朗読及び提出)
- (6) 誓約(代表者の誓約書朗読及び提出(任用期間の定められている隊員のみ))
- (7) 訓示
- (8) 関係上司の紹介
- (9) 執行者に対する敬礼又は栄誉礼

(除隊式の式次第)

- 第59条 除隊式は、通常、次の式次第により行う。
 - (1) 執行者に対する敬礼又は栄誉礼
 - (2) 国歌せい唱
 - (3) 除隊者に対する人事発令の伝達
 - (4) 証書等の授与
 - (5) 除隊者に対する巡閲
 - (6) 訓示
 - (7) 除隊者代表者の答辞
 - (8) 執行者に対する敬礼又は栄誉礼
- 2 数次にわたり除隊が行われる場合においては、適宜にまとめて除隊式を実施する ことができる。

第9節 入校式及び卒業式

(入校式及び卒業式を行う場合)

第60条 入校式は、自衛官が学校等に入校する場合、卒業式は、自衛官が学校等を卒業する場合に行う。

(入校式及び卒業式の実施要領)

第61条 入校式及び卒業式の実施要領は、学校等の規模、教育課程の内容及び期間並びに入校又は卒業する者の人員数等を考慮して、各学校等の長が定める。

第4章 栄誉礼

(外国の高官等)

第62条 外国の高官等に対する栄誉礼は、防衛大臣(以下「大臣」という。)の定める場合のほか、通常、別紙第5に定めるところによる。

(栄誉礼の執行者)

- 第63条 栄誉礼の執行者は、通常、視察又は訪問を受ける部隊等の長又は基地司令等とする。ただし、儀式時における栄誉礼の執行者は当該儀式の執行者とする。
- 2 前項の執行者は、来訪する受礼者が執行者より下級者の場合においては、執行者 を受礼者に相応する下級者とすることができる。

(栄誉礼の実施場所)

- 第64条 栄誉礼の実施場所は、栄誉礼の威厳をそこなわないよう周囲及び施設の状況 を考慮して、次の各号に掲げるところにより選定するものとする。
 - (1) 受礼者が航空機で到着又は離去する場合は、航空機の近くの適当な場所とし、 航空機は、通常、ベースオペレーションの近くに位置するものとする。
 - (2) 受礼者が車両で到着又は離去する場合は、基地等内の正門の近くか又は司令部等前の適当な場所とする。
 - (3) 儀式の場合は、当該儀式の式場とする。

(栄誉礼の省略)

- 第65条 栄誉礼は、特に命ぜられない限り、訓令第80条に規定する場合のほか、次の場合に、通常、省略することができる。
- (1) 葬送式を執行している場合及び受礼者が葬送式に参列する目的をもつて基地等に到着又は離去する場合
- (2) 室内において儀式を行う場合
- (3) 受礼者が基地等到着後、司令部等に立寄ることなく直路式場に向う場合及び式場から直路基地等外に出る場合(ただし、式場において行うものについてはこの限りでない。)
- (4) 受礼者が基地等到着後一時的に基地等外に出入する場合
- (5) 施設の状況等により、栄誉礼の実施が困難な場合 (栄誉礼の方法等)
- 第66条 栄誉礼の方法は、通常、儀じよう隊をもつて行う方法及び儀式の参列部隊等 をもつて行う方法とする。
- 2 配置等は別紙第6、別紙第7及び別紙第8のとおりとする。 (実施回数)
- 第67条 栄誉礼は、通常、受礼者の基地等到着時、基地等離去時、式場到着時及び式場退出時に行うものとする。ただし、受礼者が同一の目的をもつて2日間以上にわ

たつて滞在する場合の栄誉礼は、特に示されない限り最初の日の基地等到着時と最終の日の基地等離去時とする。

(通知及び辞退)

- 第68条 受礼者は、基地等を訪問する場合には、その旨をあらかじめ当該執行者に通知するものとする。
- 2 受礼者は、栄誉礼及び儀じようを辞退することができる。 (奏楽)
- 第69条 栄誉礼を行う場合の奏楽は原則として音楽隊によるものとし、楽譜は音楽隊 長の定めるところによる。
- 2 前項の音楽隊による奏楽が困難な場合は、らっぱ隊をもって奏楽を行うことができる。この際、らっぱ隊の人員は通常、隊長以下3名とし、適宜増減することができる。
- 3 前2項の奏楽を行うことが困難な場合は、奏楽を省略するものとする。 (部外の高官等)
- 第70条 栄誉礼の執行者は、栄誉礼を行う場合において都道府県知事その他の高官等が臨席したときは、受礼者の側方又は後方に位置させるのを例とする。

(旗の行動)

第71条 儀じよう隊をもつて行う栄誉礼に際しては、受礼者が儀じよう隊を巡閲する間、旗は行動をともにしない。

(栄誉礼の実施の細部)

第72条 栄誉礼の実施の細部については、別冊に定めるところによる。

第5章 儀じよう

(外国の高官等)

- 第73条 外国の高官等に対する儀じようは、通常、別紙第5に定めるところによる。 (儀じようの執行者)
- 第74条 第63条の規定は、儀じようの執行者について準用する。

(儀じようの方法等)

- 第75条 儀じようの方法は、通常、儀じようを受ける者の前後又は前方若しくは後方にあつて、行進又は位置して儀じようする方法及び儀じようを受ける者が基地等にある間、儀じよう隊を編成し適宜の場所に待機し、儀じようする方法とする。
- 2 配置等は、別紙第6、別紙第7及び別紙第8のとおりとする。

(儀じよう隊の編成)

第76条 儀じよう隊の編成は、訓令第83条に規定するところによる。この場合におい

- て、葬送式を行う場合の儀じよう隊の編成は、大臣の定める場合のほか、別紙第3のとおりとする。
- 2 儀じよう隊1個分隊の編成は、通常、分隊長(原則として曹)1名、分隊員(原則として士)8名とする。
- 3 儀じよう隊1個小隊の編成は、小隊長(原則として1尉又は2尉)1名、分隊は 4個分隊とする。
- 4 編成及び配員等の状況により所定の編成ができない場合には、過度に縮少しない 範囲内において編成することができる。

(儀じよう隊の装備)

第77条 儀じよう隊の装備は、幹部自衛官はけん銃、空曹及び空士は64式小銃とし、64式小銃の負いひもは、原則として白色とする。

(儀じようの実施の細部)

第78条 儀じようの実施の細部については、別冊に定めるところによる。

第6章 と列

(と列の申請)

- 第79条 部隊等の長は、と列を行おうとする場合には、次の各号に掲げる事項を含む 実施計画を作成し、幕僚長(総務課長気付)に申請するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) と列実施日時
 - (3) と列実施場所
 - (4) と列部隊の範囲及び参加人員
 - (5) 整列隊形
 - (6) 服装等
 - (7) その他

第7章 雑則

(委任規定)

- 第80条 部隊等の長及び基地司令等は、礼式に関し部隊等又は勤務の性質上特に必要があると認める場合には、幕僚長の承認を得て、この達の特例を定めることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長及び基 地司令等が定める。

附則

1 この達は、昭和41年3月9日から施行する。

- 2 航空自衛隊の葬送式等に関する達(昭和38年航空自衛隊第36号)は、廃止する。 附 則(昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号)
 - この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月17日航空自衛隊達第9号)

この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年6月23日航空自衛隊達第17号)

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則(昭和49年12月10日航空自衛隊達第39号)

この達は、昭和49年12月10日から施行する。

附 則(昭和52年4月30日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和52年4月30日から施行する。

附 則 (昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号)

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附 則(昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則(昭和53年4月5日航空自衛隊達第10号抄)

この達は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則(昭和56年2月2日航空自衛隊達第6号)

この達は、昭和56年2月2日から施行する。

附 則(昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄)

この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則(昭和59年2月17日航空自衛隊達第6号)

この達は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則(平成8年7月24日航空自衛隊達第15号)

この達は、平成8年7月24日から施行する。

附 則(平成9年12月1日航空自衛隊達第27号)

この達は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成18年7月26日航空自衛隊達第35号抄)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成21年7月31日航空自衛隊達第32号抄)

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成22年1月28日航空自衛隊達第2号)

この達は、平成22年1月28日から施行する。

附 則(平成24年11月14日航空自衛隊達第57号)

- 1 この達は、平成24年11月14日から施行する。
- 2 この達施行の際白色の64式小銃の負いひもを有していない部隊等については、 この達による改正後の航空自衛隊の礼式に関する達の規定にかかわらず、白色の負 いひもが補給されるまでの間、白色でない負いひもを使用することができる。

附 則(平成27年3月13日航空自衛隊達第5号)

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月23日航空自衛隊達第27号)

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和5年2月21日航空自衛隊達第3号)

この達は、令和5年3月1日から施行する。

別紙第1 (第43条関係)

葬 送 式 の 執 行 者

執 行 者	死	亡者
幕 僚 長	1 空将をもつて充てる 2 防衛大臣直轄部隊等 3 航空幕僚監部所属の 4 その他幕僚長が特に	らべき職にある部隊等の長 家の長(前項の者を除く。) の隊員 に認めた隊員
航空総隊司令官	除く) 2 航空総隊司令部所属	書部隊の長(航空方面隊司令官を 場の隊員 合官が特に認めた航空総隊所属の
航空方面隊司令官	1 航空方面隊司令官直 2 航空方面隊司令部所 3 その他航空方面隊司 属の隊員	
航空支援集団司令官	1 航空支援集団司令官 2 航空支援集団司令部 3 その他航空支援集団 団所属の隊員	了直轄部隊の長 『所属の隊員 『司令官が特に認めた航空支援集
航空教育集団司令官	│3 航空教育集団司令部 │4 その他航空教育集団	『の指揮監督を受ける学校長
航空開発実験集団 司 令 官	1 航空開発実験集団司 2 航空開発実験集団司 3 その他航空開発実験 発実験集団所属の隊員	引令部所属の隊員 食集団司令官が特に認めた航空開
補給本部長	1 補給処長 2 補給本部所属の隊員 3 その他補給本部長が	特に認めた補給処所属の隊員
右欄に掲げた当該 部 隊 等 の 長	育集団、航空開発実験等 空総隊司令官直轄部隊 面隊司令官直轄部隊、新 空教育集団司令官直轄部 轄部隊及び学校(幹部等	竹空総隊、航空支援集団、航空教 集団及び補給本部を除く。)、航 (航空方面隊を除く。)、航空方 竹空支援集団司令官直轄部隊、航 野隊、航空開発実験集団司令官直 学校を除く。)並びに補給処にそ 計記各欄に該当する隊員以外の隊

別紙第2 削除

別紙第3 (第51条、第76条関係) 葬送式における儀じよう隊の編成及び弔銃のせい射回数の基準

死 亡 者	儀 じ よ う 隊 の 編 成	弔銃のせい射回数
幕僚長	2佐又は3佐の指揮する2個小隊	3回
将又は将補	1尉又は2尉の指揮する1個小隊	3回
1佐~准尉	2尉又は3尉の指揮する2個分隊	2 回
曹長~3士	3尉の指揮する1個分隊	1 回

備考:状況により、弔銃のせい射は省略することができる。

別紙第4 削除

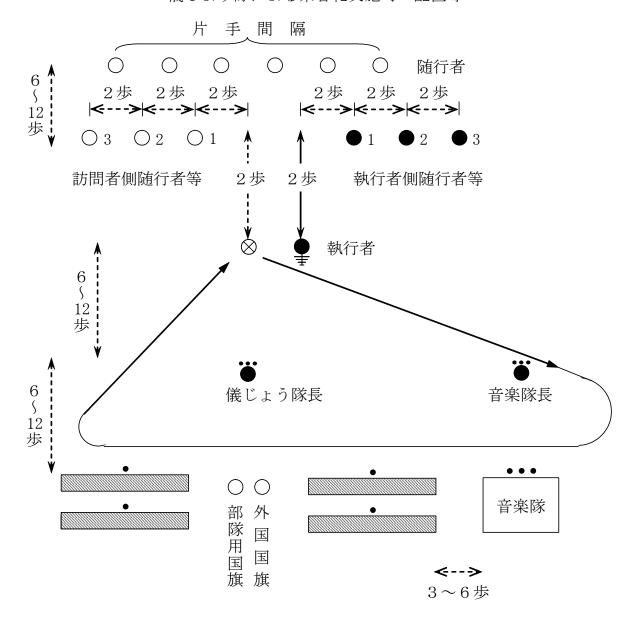
別紙第5(第62条、第73条関係)

外国高官等に対する栄誉礼冠譜等の奏楽回数及び儀じよう隊の編成

官職等	栄誉礼冠譜 の奏楽回数	祖国の奏楽 回 数	儀じよう隊 の編成基準	儀じようを行 う 場 合
国陸(大国陸統陸海空海(いか様ベア太元大在国(限大会)、官官長長長官る同す 国官師将衆官に臣臣の)官官長長長長官る同す 国官師将衆官に臣臣の)官官長長長長官る同す 国官師将衆官に臣臣の)官官長長長長官る同す 国官師将衆官に臣臣の)官官長長長長官る同す 国官師将衆官に臣臣の)官官長長長長官る同す 国官師将衆官に	4 回	1 回	1個小隊	1 衛隊式す又(をにる が場にるは葬除参場幕命合等にるは葬除参場幕命合自部公問合式式)す 長た
中将	3 回		小隊長の指揮するの用	
少将	2 回		揮する2固 分隊	
准 将	1回			
国賓又はこれに準ずる賓客として待遇される者、 大臣又は幕僚長が公式に 招待した外国の賓客	その都度示す	その都度示す	その都度示す	

別紙第6 (第66条、第75条関係)

儀じよう隊による栄誉礼実施時の配置等



備考

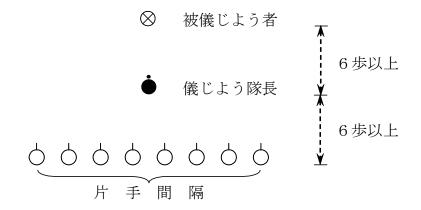
- 1 即は、儀じょう隊1列を示す。
- 2 ⊗印は、受礼者の位置を示し、その上の随行者等に付した1、2、3は上級先任 準を示す。
- 3 随行者の数が多いときは、適宜列をその側方又は後方に追加するものとする。
- 4 位置はなるべく白墨等で標示しておくものとする。
- 5 外国の高官等に対して実施する場合以外は、通常、国旗を使用しない。

別紙第7 (第66条、第75条関係)

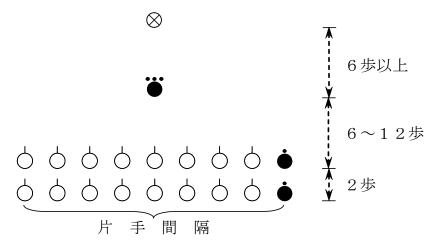
儀じよう隊の隊形

1 停止間

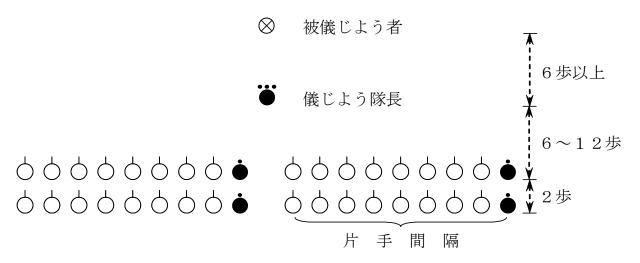
(1) 1個分隊の場合



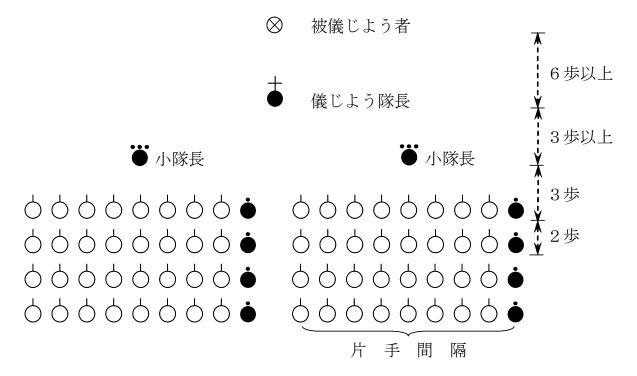
(2) 2個分隊の場合



(3) 1個小隊の場合



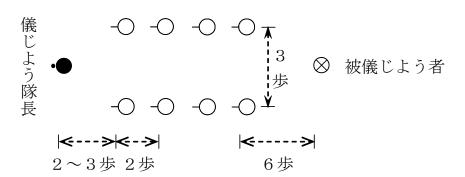
(4) 2個小隊の場合



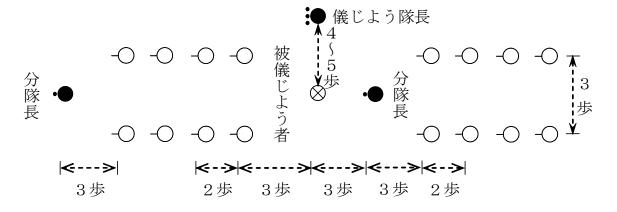
備考:ひつぎの場合には、上記を準用する。

2 行進間

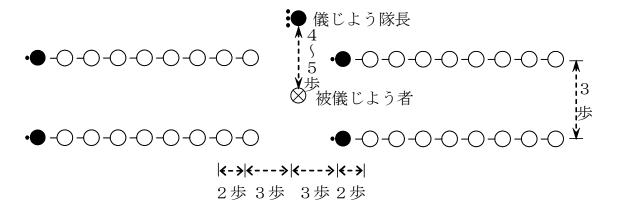
(1) 1個分隊の場合



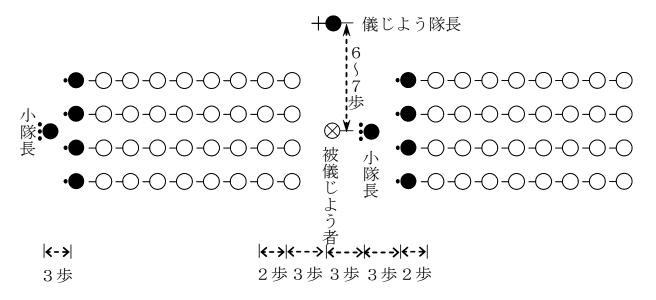
(2) 2個分隊の場合



(3) 1個小隊の場合



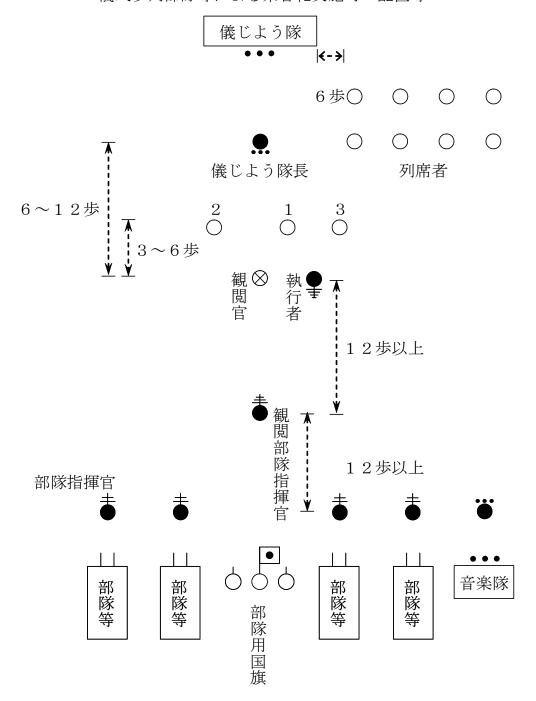
(4) 2個小隊の場合



備考:ひつぎの場合には、上記を準用する。

別紙第8 (第66条、第75条関係)

儀式参列部隊等による栄誉礼実施時の配置等



備考:1 ○印は、儀式参列の随行者等の位置を示し、1、2、3の数字は上級先任順を示す。

- 2 執行者が観閲官となつた場足は、執行者の位置は空席とする。
- 3 執行者は、1 佐以下であつても、本表の位置につくものとする。
- 4 掲揚用国旗のもとで実施する場合には、部隊用国旗は使用しない。

別冊 (第72条、第78条関係)

栄誉礼及び儀じようの実施の細部

1 総則

(1) 受礼者の上、下級の順序

ア 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第13条第2項第1号から第13号までに掲げる者(以下アにおいて「施行規則に掲げる者」という。)、将(統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長を除く。以下アにおいて同じ。)、将補の順序とする。この場合において、施行規則に掲げる者については同項に掲げる順序とし、将及び将補については自衛官の順位に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第12号)で定める先任順とする。

イ その他のものについては、幕僚長の指示を受けるものとする。

(2) 栄誉礼及び儀じようの対象

栄誉礼及び儀じようは、職務代理をしている者に対しては、行わない。ただし、 航空幕僚副長が幕僚長の代理として視察又は儀式に参列する場合には、この限り でない。栄誉礼及び儀じようは、随行者に対しては、受礼資格者であつても行わ ない。

(3) 出迎え及び見送り

- ア 訪問を受ける部隊等又は基地等の執行者は、通常、あらかじめ連絡をした基 地等外のもよりの適当な地点まで幹部を巡遣し、受礼者の出迎え又は見送りを 行わせるものとする。
- イ 当該基地等の地方警務隊長は、通常、前号の受礼者の途上を警衛するため警 務官を巡遣するものとする。
- ウ 受礼者が栄誉礼を辞退された場合又は受礼者に栄誉礼を行わない場合には、 執行者、主要幹部等は、通常、基地等内の適当な地点で受礼者の送迎を行うも のとする。

2 栄誉礼

(1) 到着時の実施要領

ア 受礼者が航空機により到着する場合には、執行者は主要幹部を帯同して航空機の乗降口近くで出迎え(この場合儀じよう隊は、航空機の乗降口に面して位置し、音楽隊等は、その右側に位置する。)、受礼者が到着したとき音楽隊等の吹奏により全員「気を付け」をする。

執行者は、主要幹部を帯同して立会者(視察に立会する上級部隊等の長をいう。以下同じ。)とともに受礼者のもとに至り敬礼する。

- イ 受礼者が車両により到着し、正門の近くにおいて栄誉礼を行う場合には、通 常、正門内側の正門に近い方から警衛隊、執行者、音楽隊等及び儀じよう隊の 順に位置し、かつ、正門が右側になるよう整列して行い、立会者及び主要幹部 は原則としてはじめから定位置にあつて待つ。受礼者が到着したとき音楽隊等 の吹奏により全員「気を付け」をする。受礼者は、通常警衛隊の整列敬礼を受 けた後下車する。その後執行者は受礼者のもとに至り敬礼する。
- ウ 司令部等の前で栄誉礼を行う場合には、執行者のみ航空機又は正門の近くに おいて出迎え、その他の者は前号と同様にして待つ。
- エ 執行者は、受礼者を定位置に案内し、その左2歩の所で受礼者と同じく儀じよう隊に面して立つ。
- オ 主要幹部中の1人又は他の総務幹部は、同行者及び随行者の一行を定位置に 案内する。
- カ 受礼者及び執行者が所定の位置に着いた後、儀じよう隊は受礼者に対して 「捧げ銃」の敬礼を行う。(この場合儀じよう隊長は、号令をかけるとき回れ 右をしない。以下同じ。)この際、頭は受礼者に向け注目する。
- キ 音楽隊等は、儀じよう隊長が挙手の敬礼をすると同時に所定の「栄誉礼冠譜」及び「祖国」を奏する。
- ク 儀じよう隊の「捧げ銃」と同時に執行者、同行者、随行者、立会者等は正面 に対して、その近傍にある者は受礼者に対して、挙手の敬礼をする。
- ケ 受礼者は、儀じよう隊長の敬礼を待つて答礼をし「祖国」の奏楽終了と同時 に答礼を終わる。

受礼者は、この間に一とおり儀じよう隊の全員に注目する。

- コ 儀じよう隊長は、受礼者の答礼が終わるのを待つて敬礼をやめ、「立て銃」 を令する。
- サ 続いて儀じよう隊長は、受礼者の約3歩前に至り敬礼した後、「儀じよう隊 巡閲準備完了」と報告する。
- シ 続いて儀じよう隊長は、受礼者を所定の経路に従い誘導する。受礼者は案内 に従い音楽隊及び儀じよう隊を巡閲する。
 - この間執行者は、受礼者の斜右後方を随行し、儀じよう隊長は、受礼者の斜右前方を歩行する。この場合、国旗の前方通過の際には、歩行のまま国旗に対して敬礼を行う。随行者等は随行しない。
- ス 音楽隊等は、受礼者が巡閲のため最初の位置を離れ元の位置に戻るまでの間「巡閲の譜」を奏する。

- セ 巡閲が終わると執行者は、受礼者を元の位置に案内する。
- ソ 儀じよう隊長は、元の位置(受礼者の約3歩前)に戻り受礼者に敬礼した後、 回れ右をして最初の位置に戻る。
- タ 儀じよう隊長の敬礼の後執行者は、受礼者をあらかじめ計画された次の地点 に案内する。随行者等はこれに随行する。
- チ 音楽隊等は、受礼者が退出しはじめると同時に「歓送の曲」を奏し、執行者 からあらかじめ示された地点を受礼者が去つたときに奏楽をやめる。
- ツ 続いて儀じよう隊及び音楽隊等は、あらかじめ示された地点に至り隊形を解 く。
- テ 天皇に対しては、キの「栄誉礼冠譜」及び「祖国」の代わりに国歌を1回奏 する。
- ト 国賓又はこれに準ずる賓客として待遇される者及び大臣が公式に招待した外 国の賓客に対しては、「栄誉礼冠譜」及び「祖国」を奏する前に当該国の国歌 に続いて「日本国国歌」を奏する。

この場合、儀じよう隊は、「捧げ銃」の敬礼を行うが、受礼者に注目しない。 儀じよう隊、受礼者、執行者、随行者、その他近傍にある全隊員は、正面に対 して敬礼する。儀じよう隊は「日本国国歌」奏楽終了後「立て銃」を行い、当 該外国国歌と「日本国国歌」の間には「立て銃」は行わない。

ナ 離去の際使用する車両は、栄誉礼受礼者の次の移動に最も適する箇所で、かつ、栄誉礼実施に支障をきたさないもよりの適当な場所に待機する。車両操縦者は、この間車の外で待機する。

(2) 離去時の実施要領

離去時の栄誉礼の実施要領は、原則的には到着時の場合と同様であり、通常、 次のとおり行う。

- ア 受礼者が所定の位置についたとき、儀じよう隊は「捧げ銃」の敬礼を行う。
- イ 同時に音楽隊等は、所定の「栄誉礼冠譜」及び「祖国」を奏する。
- ウ 続いて、執行者は、受礼者を航空機又は車両の乗降口まで案内する。受礼者 が移動をはじめると同時に儀じよう隊長のみ敬礼、同時に音楽隊等は「歓送の 曲」を奏する。主要幹部は執行者の近くに移動(儀じよう隊は状況により位置 を移動)し、執行者とともに見送る。
- エ 航空機又は車両が移動をはじめると同時に全員敬礼する。ただし、儀じよう 隊及び音楽隊等は各隊長のみ敬礼する。
- オ 離任する場合における受礼者の見送りに際しては、一般隊員も適宜の場所に

整列して見送る。また音楽隊等は「蛍の光」を奏することができる。

カ 離去時の栄誉礼にあたつては、儀じよう隊の巡閲は行わない。

(3) 儀式時の実施要領

観閲式においては、通常、次の要領で行い、他の儀式も、この要領に準じて行う。ただし、儀式の規模等によつて適宜簡略化することができる。

- ア 観閲官、執行者、列席者、儀式参列部隊、音楽隊等及び儀じよう隊の位置は、 原則として別紙第8のとおりとする。
- イ 執行者又は執行者の指名する者の案内により観閲官が到着し、所定の位置に 着く。
- ウ 続いて観閲部隊指揮官は、部隊に正対し、観閲官に対する敬礼を指示する。
- エ 各部隊指揮官は、指示に基づき機を失せず同時に「頭右(左、中)」(ただし、部隊が執銃しているときは「捧げ銃」)を令し、各部隊は、「頭右(左、中)の敬礼」又は「捧げ銃の敬礼」を行う。

観閲部隊指揮官は、各部隊の敬礼後観閲官に正対し敬礼する。

- オ 同時に音楽隊等は、「栄誉礼冠譜」及び「祖国」を奏する。一般参列者及び その近傍にある隊員は同時に敬礼する。
- カ 観閲官は答礼する。
- キ 観閲部隊指揮官は、観閲官の答礼後敬礼を直り、部隊に正対して直れを指示する。
- ク 各部隊指揮官は、指示に基づき機を失せず同時に「直れ」(ただし、部隊が 執銃しているときは「立て銃」)を令し、各部隊は敬礼を直る。

観閲部隊指揮官は、各部隊の敬礼が直つた後、観閲官に正対する。

- ケ 掲揚用国旗の下で行わない場合の部隊用国旗の位置は、別紙第8のとおりとする。
- コ 式終了前にウ~クに準じて栄誉礼を行う。
- サ 式終了後観閲官は、儀じよう隊に警衛されて退出する。この際、音楽隊等は「歓送の曲」を奏する。

3 儀じよう

(1) 儀式の場合

- ア 儀じよう隊は、観閲官等の受礼者を式場以外の適当な場所で迎える。執行者 又は執行者の指名する者が受礼者を別紙第7に示す位置に案内する。
- イ 儀じようを受ける受礼者(以下「被儀じよう者」という。)の到着に先立つ て儀じよう隊長は、「気を付け」を令し、被儀じよう者が所定の位置に到着し

- たとき「捧げ銃」を令し、儀じよう隊は敬礼する。終わつて儀じよう隊長は 「立て銃」を令する。この場合、音楽隊等は使用しない。
- ウ 続いて儀じよう隊長は、被儀じよう者の約3歩前に至り、敬礼した後「儀じよう隊巡閲準備完了」と報告し、被儀じよう者を所定の経路に従い誘導する。 この場合、被儀じよう者は別紙第6に準じて巡閲する。
- エ 被儀じよう者が儀じよう隊の巡閲を終え、所定の位置に戻つたとき儀じよう 隊長は「位置につけ」を令する。儀じよう隊は、分隊長又は小隊長の号令により「駈け足」で別紙第7に示す行進間の隊形位置につく。
- オ 続いて儀じよう隊長は「前へ進め」を令し、儀じよう隊は被儀じよう者を警 衛しながら式場に向つて行進する。
- カ 目的地についたとき、儀じよう隊長は「小隊(分隊)止れ」を令し、儀じよう隊は停止する。
- キ 被儀じよう者が式場の所定の位置についた後、儀じよう隊長は「位置に付け」を令し、儀じよう隊はエに準じて別紙第8に示す位置につき被儀じよう者を警衛する。
- ク 儀式が終了すると同時に儀じよう隊長は「位置に付け」を令し、儀じよう隊 はエに準じ行進方向に対して所定の隊形をとり被儀じよう者を待つ。
- ケ 執行者又は執行者の指名する者は、被儀じよう者を所定の位置に案内する。 終わつて儀じよう隊は、次の目的地に向つて行進する。
- コ 目的地についたとき、儀じよう隊長は「小隊(分隊)止れ」「位置に付け」 を令し、別紙第7に示す停止間の隊形をとる。
- サ 被儀じよう者が所定の位置についたとき、儀じよう隊は、「捧げ銃」の敬礼 を行う。「立て銃」を令して終わる。
- シ 続いて執行者又は執行者の指名する者は被儀じよう者を休憩室等に案内する。
- ス 式場が遠い場合等には徒歩で移動することなく車両を用いる。この場合は、 前関係各号に準じて行う。
- (2) 「ひつぎ」に対する儀じようは、別に定める場合を除き前項に準ずる。ただし、「吊れ銃」時は、銃口を下に向ける。